

雇児総発0930第2号
平成22年9月30日

各

都	道	府	県
指	定	都	市
児	童	相	談
所	設	置	市

 児童福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

「虐待通告のあった児童の安全確認の手引き」について

児童虐待防止対策の推進につきましては、平素より御尽力を頂き厚く御礼申し上げます。

さて、児童虐待による痛ましい死亡事件等が後を絶たない状況にあるが、児童相談所が通告を受けた事例については、専門機関として対応に万全を期さなければならない。

このため、児童相談所が児童虐待通告を受理した段階から児童の安全確認を行うまでの対応方法や留意事項等を取りまとめた「虐待通告のあった児童の安全確認の手引き」を別紙の通り定めたので通知する。

なお、本通知は、警察庁と協議済みであることを申し添えるとともに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

(別紙)

虐待通告のあった児童の安全確認の手引き

《 目 次 》

1. 児童の安全確認に関する基本的な考え方	(2頁)
2. 虐待通告受付時の対応の基本事項	(2頁)
3. 虐待通告があった場合の対応の基本事項	(3頁)
4. 安全確認における基本事項	(6頁)
5. 拒否的な保護者等への対応の参考例	(14頁)
6. 立入調査及び出頭要求並びに臨検・捜索についての基本事項	(16頁)
7. 立入調査に当たっての留意点	(18頁)
8. 出頭要求・再出頭要求に関する留意点	(24頁)
9. 臨検・捜索に関する留意点	(26頁)
10. 平素からの警察との連携体制の整備	(30頁)
(参考1) 臨検・捜索に係る裁判所への許可状請求のための資料	(32頁)
(参考2) 安全確認ができないケースについての対応例	(40頁)
(別添1-1及び別添1-2) 虐待相談・通告受付票	(43頁)
(別添2) 子ども虐待評価チェックリスト	(45頁)
(別添3) 警察への援助依頼様式	(46頁)
(別添4) 出頭要求告知書様式	(47頁)
(別添5) 告発状様式	(48頁)
(別添6) 出頭要求告知書様式	(49頁)
(別添7) 臨検・捜索許可状請求書様式	(50頁)

1. 児童の安全確認に関する基本的な考え方

児童虐待による痛ましい死亡事件等が後を絶たない状況にあり、とりわけ児童相談所における安全確認が十分に行われず悲惨な結果を防ぐことができなかつた事例が発生していることを重く受け止める必要がある。

児童相談所には、児童の安全の確認のために立入調査、出頭要求、臨検・搜索等の法律上の権限が与えられているのであり、付与された権限を迅速、的確に行使して、児童の安全確認を適切に実施する責務がある。

したがって、児童虐待を担当する全ての職員について、

- (1) その職責を自覚し、子どもの最善の利益を最優先にして取り組むこと、
 - (2) 法律上与えられた権限を円滑かつ適切に行使できるよう、本手引きを熟知した上で活用するとともに、平素から繰り返し部内研修を行うなどして職員の実務能力の向上を図ること、
- に努めること。

2. 虐待通告受付時の対応の基本事項

(1) 通告者の心の動きの理解

虐待については、子ども本人や虐待を行っている保護者からの相談と近隣等個人や関係機関等からの文書または口頭による通告のほか、匿名の通告もある。

通告者が個人の場合には、「子どもがどうにかなってしまうのでは」とか「とんでもない親である」と言った心配や怒りの気持ちに加え、「虐待でなかったらどうしよう」と通告することを躊躇する気持ちや、「恨まれたり、責任を問われるのではないか」と通告後の事態への危惧感から不安な心理状態で通告してくることが多い。一方で、児童相談所が、すぐに虐待をやめさせて問題を解決してくれると期待して、通告してくる場合もある。

いずれの場合であっても、通告者の気持ちを受け止めることに配慮して耳を傾けることが重要である。通告者が安心して話ができる環境を整えることにより、虐待通告や相談内容がより正確かつ客観性をもったものになる。

(2) 虐待通告の受付にあたっての留意事項

① 虐待相談・通告受付票の記入の徹底

近隣等からの児童虐待に関する通告は、「通告」という言葉を明言して連絡が入ることは少なく、一般的な「相談」の中にも潜んでいる場合も珍しくないため、相談内容の背景に児童虐待の問題が潜在している可能性に常に留意し、児童虐待の疑いがあるか検討することが重要である。

また、最初にもたらされた情報だけでは、子どもや家族の様子は断片的にしか分からない場合もある上に、住所や氏名、家族構成など基本的なことから調査が必要になることもある。

これらのことから、対応者が個人的に判断すると取り返しのつかない結果を招くこともあるので、管理職を含めた複数の職員により協議を行い組織的に判断すること。

そのためには、虐待相談・通告受付票（別添1－1又は別添1－2を参照）に基づいて聴取する。虐待の第一報を受けたら、まず通告者からできる限りの情報提供をしてもらい、その情報を虐待相談・通告受付票に記入する。あいまいな情報や不明な項目があっても、聴取できた可能な限りの事柄を記入した上で、あいまいである旨等を付記しておくことが重要である。

② 虐待通告受付時に留意する事項

ア. 虐待の疑いがある子どもの氏名、年齢、保護者の氏名、住所、家族構成、疑いをもった状況、子どもの生命・身体への危険の切迫状況等について虐待相談・通告受付票に沿って詳しく聴取する。

また、子どもが生活する住居が、集合住宅の場合はオートロックなのかを確認し、オートロックであるなら解錠について協力して欲しいことを依頼することや管理人、管理会社の連絡先の情報提供を求めることもその後の対応に有効である。

イ. 匿名通告の場合は、通告者のプライバシーが保護される旨をていねいに説明して、通告者の氏名、住所、連絡先等を教えてもらう努力をし、それが困難な場合には、後日、連絡をもらえるよう依頼する程度にとどめ、通告対象に関する情報については、上記ア.のような詳細な情報を明らかにしない場合においてもできるだけ具体的に聞き取るよう努力をする。例えば、マンションやアパートに住んでいる家族であればマンション名や何階の家族なのか、戸建の住宅ならばどのあたりの地番か、目印はないかなど通告対象家庭の特定につながる情報を聴取する。

さらに、以後の情報を受ける窓口として、担当者名等を通告者にわかりやすく伝え、児童相談所が責任を持って対応するので継続的な情報提供等の協力を依頼する。

3. 虐待通告があった場合の対応の基本事項

(1) 通告を受理した児童相談所は、虐待を受けた子どもの生命を守り、安全を確保することを最優先にして対応することが基本であり、事例を適切に評価して迅速性をもって対応することが必要である。

通告内容から虐待の蓋然性がある場合には緊急的な対応を行うことは当然であるが、明確に虐待と判断できない場合でも、速やかに子どもの安全を確認するための措置を講じなければならない。速やかに緊急受理会議を開催し、緊急性など個々の事例の状況に応じて、安全確認の実施時期、方法等の対応方針を決定する。

なお、安全確認は、児童相談所職員又は児童相談所が依頼した者により、子どもを直接目視することにより行うことを基本とし、他の関係機関によって把握されている状況等を勘案し緊急性に乏しいと判断されるケースを除き、通告受理後、各自治体ごとに定めた所定時間内に実施することとする。当該所定時間は、各自治体ごとに、地域の実情に応じて設定することとするが、迅速な対応を確保する観点から、48時間

以内とすることを原則とする。当然のことながら、土日祝日などの閉庁日においても、必要により応急な安全確認と調査等が行える体制を確保することが必要なことは言うまでもない。

児童相談所が依頼した者により安全確認を行う場合とは、通告を受理した後に、当該児童の安全確認を依頼される者の同意を得て行うこととする。

また、こうした初期対応のほか、必要に応じて、後日、調査の進展に伴い追加的なアセスメントを適切に実施することとする。

(2) 緊急受理会議の開催

- ① 虐待相談・通告受付票に記入した後、速やかに緊急受理会議を開催する。
- ② 緊急受理会議の準備の一環として、通告を受けた事例について、
 - ・他の通告受理機関と情報交換を行い、過去の通告や援助、その他の情報が蓄積されていないかの確認を行う。
 - ・要保護児童対策地域協議会（調整機関）、保育所、幼稚園、学校、警察署等に対して当該家庭に関する情報の有無についても確認する。
 - ・市町村に対して、当該家庭の世帯状況等に関して住民基本台帳等により確認を行う。
 - ・その他、必要な情報の収集に努める。
- ③ 所内の管理職、通告受理者を中心に対処可能な職員が参加する。必要に応じて、一時保護所職員の参加を求める。
- ④ 協議決定事項は、受理会議録として決裁を受け保存する。

(3) 緊急受理会議の検討事項

虐待相談・通告受付票に基づいて検討する。

- ① 虐待の評価と判断
通告時に記録した内容と緊急に把握した周辺情報を基に虐待の評価と初期調査の緊急性に関する判断を行う。
- ② 緊急性の判断
子どもの被虐待状況（症状・程度）はどうか。生命の危険はないか等緊急保護の必要性について、関係機関との連携も考慮しながら判断する。
- ③ 担当者の決定
原則として複数担当者制とし、身体的虐待が疑われる場合には、医療職（医師・保健師・助産師・看護師）を加え、性的虐待が疑われる場合には被害児童には同性の職員が担当することや児童心理司がサポートすることも必要な配慮である。

④ 安全確認の方針

安全確認を実施するに当たっては、以下の事項についての方針を決定しておく。

ア. 子どもを目視して安全を確認する方法の決定

- ・職員が緊急に家庭訪問をする場合のメンバー、職員数、方法を決定。
- ・市町村職員に安全確認を依頼する場合には、その後の虐待の評価方法を決定。
- ・子どもと関係がある機関に依頼する場合には、何を確認してもらうのか、その後の評価方法についても決定。

イ. 虐待通告の正確な内容把握と事実の確認方法

ウ. 危機状況の評価と緊急保護の判断について

エ. 関係する機関の確認と調査依頼および役割分担について

⑤ 安全確認が行えない場合の対応方針

ア. 場所が特定できない場合には、次のような対応を行い、通告の対象となった家庭の特定に結びつける。

- ・周辺家庭に児童相談所へ情報を提供して欲しい旨のカードを配布するとともに、必要に応じて聞き取り調査を行うなどにより徐々に通告の対象となった家庭を特定する。
- ・現地には、日時を変えて複数回赴くとともに、その都度、一定時間滞在して状況を確認する。
- ・民生委員・児童委員に情報把握の協力を依頼して、巡回してもらう。

イ. 家庭訪問を拒否された場合や応答がない等により確認出来ない場合には、立入調査、出頭要求、臨検・搜索を検討するとともに、近隣・知人、親戚、母子保健分野、教育分野等からの接触について検討する。

応答がない場合には、今後の動向によっては、臨検・搜索等に移行することも視野に入れ、水道・ガス・電器等のライフラインの使用状況、干し物、三輪車等の子どもの遊具・玩具、室内照明等について確認する。

ウ. 場所は特定されたが、居住者が不明で安全確認ができない場合には、現地において上記ア. の対応を行うとともに、以下の調査により居住者の特定につなげる。

- ・近隣住民への聞き取り調査等により把握した生活実態を基に、在宅する時間帯に訪問を行う。なお、聞き取り調査を行う場合には、調査理由を問われた場合の説明ぶりについて検討しておくこと。
- ・建物登記簿から所有者を捜して居住者を確認、マンションやアパート等の大家や管理会社に居住者を確認、法人所有のマンションやアパート等の場合は管理会社から所有する法人に問い合わせってもらう、郵便事業会社が把握する情報から居住者を確認するなどの方法を検討する。

(4) 緊急受理会議後の対応

- ① 極めて緊急を要すると判断される事例では、その場にいる職員で分担して対応を開始する。この場合において、子どもの生命・身体の危険が切迫していると判断される場合には、警察に通報し、警察と連携して、児童の保護に向けた適切な対応を講じる。
- ② 通告の段階で得られた情報では緊急性がないと判断できる場合や、情報が不足する場合であっても、子どもの安全確認ができていない場合は、速やかに安全を確認する。
- ③ 緊急受理会議で決定した内容は、受理会議録に記入し、速やかに所長などの責任者の決裁を受ける。
- ④ 受理会議録は2部作成し、一部は受理会議簿に、一部は児童記録票に編綴する。

(5) 時間外の対応

休日、夜間についても適切な対応ができる体制（時間外窓口、職員連絡網、夜間対応のマニュアルなど）の整備が必要である。児童相談所においては、当直体制の整備など自らが通告を受けて適切な対応が取れるような体制の確保に努めるほか、立入調査や一時保護等の権限の行使を認められた児童福祉の専門機関であることも踏まえ、夜間、休日等の執務時間外の市町村等からの送致や相談に適切に対応することが必要である。

緊急対応を要する場合には、管理職の判断・指示により、当面の対応方針と担当職員（チーム体制）を決定して初期対応を行う。その上で、翌日等に緊急受理会議を開き、時間外対応の状況報告と評価を行い、今後の方針を決定する。

(6) 通告者への報告

虐待の通告をした人は、多くの場合、児童相談所や市町村等の対応に期待と関心を寄せている。守秘義務の許す範囲で、対応方針について報告することが望ましい。

また、通告者が子どもや家族に引き続き関わる可能性がある場合は、どのような関わり方をすることが望ましいのか、児童相談所としての要望やアドバイスを伝える。

4. 安全確認における基本事項

安全確認については、緊急受理会議等において対応方針等を綿密に決定して着手する必要がある。その方針を決定する際には、保護者や子どもの様々な反応を予測して対応策を検討することが重要であり、臨検・搜索等の執行も視野に入れた対応策をとることが求められる。

なお、臨検・搜索等に至る場合には、出頭要求、立入調査、再出頭要求、裁判所の許可状請求、臨検・搜索の実施というプロセスを踏むこととなるので迅速性を重視すること。例えば、出頭要求から臨検・搜索等までに期間を置くことで、子どもに新たな危険が発生することや転出等により所在が不明になることも考えられるので、着手したら結果を出すまで迅速に対応する必要がある。

(1) 安全確認の手段

虐待事例では、最悪の場合は子どもの生命が脅かされる事態も想定されることから児童虐待の通告に対する児童相談所等の対応に万全を期すため、通告を受けた児童相談所長等に対し、児童等との面会等により児童の安全を確認するための措置を講ずることが義務づけられている。

この安全確認の措置については、通常は家庭訪問等の任意の方法によって行われるが、そうした任意の手段によって目的が達せられない場合におけるより実効性のある安全確認手段として、立入調査、保護者に対する都道府県知事による出頭要求、裁判官の許可状を得た上で行う解錠等を伴う臨検・搜索といったの制度が設けられている。

(2) 安全確認で把握・確認すべき事項

虐待の状況と生活環境を評価するに当たっては、以下の①～⑧の事項を把握することに努めるとともに、別添2の事項は最低限把握する。

なお、児童相談所が依頼した者により安全確認を行う場合には、依頼を受けた者が目視により子どもに異変が起きていない等の確認をすることが中心になると考えられるので、後日、アセスメントを適切に実施することが必要である。

① 虐待の種類やレベル

(「虐待」と断定できなくても、親子関係の様子やエピソードなど)

② 虐待の事実と経過

(日時やその時の様子など、具体的に細かく)

③ 子どもの安全確認と身体・心理・生活環境の把握

ア. 子どもの安全確認

必要に応じ、近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員等の協力を得つつ、面会その他の手段により子どもの安全の確認に努める。特に、緊急一時保護の要否を判断する上で、子どもの心身の状況を直接観察することが極めて有効であるため、子どもの安全確認を行う際には、子どもに直接会って確認することを基本とする。

イ. 子どもの身体的状況

写真、ビデオ等の活用も含め傷害部位及びその状況を具体的に記録する。

ウ. 子どもの心理的状況

心理的影響が表情や行動に表れている可能性があるので子どもの全体を写真・ビデオ等により記録に残すとともに、心理的状況を克明に記録する。

エ. 子どもが置かれている生活環境

衣食住等の生活環境を写真・ビデオ等の活用も含め克明に記録する。

④ 子どもと保護者の関係の把握

ア. 法的関係

- ・ 戸籍謄本の請求により、親権者、養子縁組等の法的関係を把握する。
- ・ 住民基本台帳（外国人登録票）により、居所確認、同居家族関係等を把握する。
- ・ 対象となる家庭には、住民登録をしていない家族や子どもの出生届を提出していないような事例も存在することに留意する。

イ. 人間関係

- ・ 子どもと保護者（きょうだい、同居人等）との人間関係の全体像を把握する。

⑤ 保護者や同居人に関する情報の把握

保護者に関する情報については、できる限り両親の状況を把握するものとする。同居人も法第6条に規定する「児童を現に監護する者」に該当する場合は、法第2条の保護者に当たることから児童虐待の加害者として調査の対象とする。該当しないと思われる場合には、実親のネグレクトの疑いとして調査を行う。

ア. 虐待が疑われている保護者や同居人の年齢や職業、性格、行動パターン、生育歴、転居歴など（保護者や同居人自身の価値観、家族背景等を含む）

イ. 保護者の結婚のいきさつ（同居人の場合は同居のいきさつ）から現在までの家族の歴史

ウ. 夫婦（または保護者と同居人）の関係（配偶者からの暴力の有無等）

⑥ その他の関係者に関する情報の把握

ア. 家族全員の年齢や職業、性格、虐待との関わり

イ. 家族以外でキーパーソンとなりうる親族等や援助や介入の窓口になりそうな人

⑦ 保健所、市町村保健センター、学校、保育所、民生・児童委員（主任児童委員）、警察署等関係機関からの情報収集

- ・ これまでの生活状況
- ・ 過去の関係機関の関与や諸制度の利用状況
- ・ 通所・通学先での状況

⑧ 各種相談において一般的に調査する事項は、次の通りであり、段階を経て把握に努める。

- ・ 子どもの居住環境及び学校、地域社会等の所属集団の状況

- ・子どもの家庭環境、家族の状況
- ・子どもの生活歴、生育歴
- ・子ども、保護者等の現況
- ・過去の相談歴等
- ・児童相談所以外の機関の子ども・家族への援助経過
- ・援助等に関する子どもや保護者等の意向
- ・その他必要と思われる事項

(3) 安全確認の具体的な方法

① 迅速性の確保

虐待は子どもの生命に関わる問題であり、迅速かつ的確な子どもの安全確認を行う必要がある。

通告の段階で特に緊急性が予測される場合などには、直ちに対応すべきであるが、それ以外の場合であっても、生命に関わるなど重大な事件が発生する前に対応するため、休日や夜間に関わりなく速やかに対応することに努めるべきである。

また、こうした初期対応のほか、必要に応じて、後日、調査の進展に伴い追加的なアセスメントを適切に実施する。

② 子どもを目視して安全を確認

児童相談所長は、原則として複数の職員により子どもの安全の確認を行わせること。また、必要に応じ、近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員等の協力を得つつ、面会その他の手段により子どもの安全の確認を行うこと。いずれの方法においても、調査・記録者、日時、場所をもらさず記録する。保護者等の面前で記録をとる場合は、できる限り保護者等の同意を得ることを心がける。

③ 調査技法の柔軟な適用

ア. 事例に則した柔軟な対応

虐待通告による調査は、当該行為を「虐待の疑い」として保護者に告知してから調査をする場合と「子どもの安全に関すること」として調査を始める場合が考えられる。いずれの方法をとるかあらかじめ検討してから調査を始めることが肝要である。

虐待が重篤又は再発の可能性が高く、緊急保護が必要なケースでは、保護者の行為が虐待に当たることを明確に示した上で調査を行うことを原則とすべきである。

しかし、虐待が軽度である可能性が高い場合では、保護者の責任を迫及する視点ではなく、子どものことを主眼にして「子どもの安全に関して」調査を行うとの立場から、あえて虐待を告知することなく、保護者の主訴に沿った受容的面接による調査を進めることもあり得るものである。

また、初回において聴取する事項と2回目、3回目で聴取する事項は、保護者のパーソナリティをはじめとする多様な状況と調査者の技法や力量などによりケースバイケースであり、聴取事項や順番を固定化して考えたり、無理に初回ですべて

を把握するのはかえって効果的な援助を阻害することにも成り得るので十分留意して調査を進められたい。

イ. 調査の継続性の確保

子どもや保護者の状況は刻一刻と変化するものである。このため、一度調査を行い、子どもの安全や身体・心理・生活環境を把握した後も、関係機関と連携して定期的に訪問等を行い、これらの状況の変化を確認し、当該ケースが行政権限の発動を伴う対応が必要な状況になっているか否かを確認することが必要である。

④ 保護者への十分な説明

調査に当たっては、子どもと保護者に対し法律に基づいた調査であることを説明し、下記の点について十分に、また、繰り返し説明し理解を得るようにする。

ア. 職務に関する説明

- ・ 児童相談所の担当職員は、子どもの福祉が侵害されるような事態が生じている場合には子どもを守る使命があること等を説明する。
- ・ 守秘義務に関して説明する。

イ. 調査対象事項に関する説明

- ・ 今回の調査の該当事項とその必要性について説明する。

ウ. 子どもの権利に関する説明

- ・ 法的に保障されている子どもの権利とそれを擁護するために児童相談所が取り得る措置について説明する。

⑤ 子どもや保護者の権利

調査において対象者の権利・プライバシーを不当に侵害しないよう十分に配慮する。

ア. 子どもの身体的状況を把握する際は本人の意思確認を経た上で自宅の個室、児童相談所等の診察室、面接室で行うなど調査の心理的なダメージを最小限にするよう行う。

イ. 衣服を脱いで確認する部位については、小学生以上の場合、医師の診断を除き同性の職員により行うようにする。

ウ. 保護者の聴き取りにおいても第三者がいるような場面・場所で行ってはならない。

エ. 保護者の不在時に緊急に調査や保護を行った場合、調査や保護の事実と法的根拠、主旨、不服申立て手続の教示（保護を行った場合）および連絡先等を明記した文書を分かりやすい場所に提示しておく。

その際、玄関の中など、帰宅後すぐに目につくところであって、かつ、同時に近隣の住民など第三者の目に触れないところに置くべきである。やむを得ない場合を除いて、不用意に児童相談所の名称が入った封筒を玄関のドアに貼り付けたりしない。

⑥ 安全確認等の調査記録

ア. 状況や環境の見取図

家の間取り、家具の形状や配置状況など寸法を計測・記入した見取図は虐待が起きた環境の詳細かつ正確な把握及び状況の分析に有用である。例えば、「乳児がベビーベッドから落ちてけがをした」という保護者の説明とけがの程度や形態につじつまが合わない場合、ベビーベッドの高さを記録しておくことによって、その高さから落ちても実際に生じたけがの程度にはならないことなどの根拠の一つとなる。特に身体的虐待が起こった状況の記録には有用である。

イ. 写真・音声録音・ビデオ録画

フィルムによる撮影を基本とするが、露光の失敗、フィルム紛失などに対処するため、フィルムによるものとデジタルカメラによるものの両方で撮影する。この場合、日付・時間が入るタイプのものを使用する。

また、必要な場合は、ボイスレコーダーやビデオカメラにより音声や画像を記録しておく。

後になって、児童福祉法第 28 条の承認審判の申立ての手続を進める場合、写真等は裁判官に虐待の状況を理解してもらうために極めて有効である。医師がレントゲン写真等を撮影しカルテに添付したり図示するように、身体的虐待の場合の受傷の状況、ネグレクトの場合の生活状況、心理的虐待の場合の子どもの表情などを、虐待状況の把握に必要な程度において、写真等を撮影し児童記録票に添付するなどの方法により具体的、客観的に記録しておくべきである。

これは、身体的症状等は直ちに保全しておかなければ時間の経過、治療の実施などで変化するおそれがあり、また、子どもに対する虐待が疑われる場合に受傷の状況を記録しておくことは、子どもの利益に沿った援助を進める上でも、児童相談所のとった措置に対する不服申立てに応じる上でも、その必要性・相当性から許容されるものである。

(4) 関係機関が把握する情報の収集

① 他機関に情報収集する際の留意点

他機関に情報収集する際における重要な留意点を列挙する。

ア. 面接の原則

情報収集に際しては直接出向き、面接することを原則とする。これは秘密を保持する上で重要であるばかりでなく、細かい情報を得るとともに以後の連携のためにも必要である。特に、初めて接触する機関に対しては、お互いに慎重になりがちなので、是非、訪問面接を心がける。

ただ、緊急の場合には電話で情報収集せざるを得ないが、その際には誰かに仲介してもらい、電話をかけ直して機関の確認をしてもらう等の配慮が必要である。

イ. 複数対応の原則

調査に当たっては、原則として複数の職員が同行する。調査項目に漏れをなくす、重要な話を正確に把握する、主観的な印象を修正する、共通認識を持つ等、調査の客観化を図るためである。

ウ. 守秘義務に対する理解

調査結果に対する守秘は当然のことであるが、調査する相手機関の守秘義務についても理解が必要である。「口頭なら答えられる」「公文書が必要」という相手機関の事情等を尊重することが大切である。

また、調査先へ調査結果等の情報提供を行う場合には、守秘義務のある公務員等のもとより、そうではない機関も含め、守秘を厳守することを徹底しておくこと。

エ. 保護者への伝達の範囲

ソーシャルワークの過程で、保護者に対し児童相談所が介入する根拠として「こんな話を聞いたので子どもが危険と判断した」と説明しなければならない場合がある。そのような場合、仮に情報源を秘匿しても、推測して学校等に怒鳴り込んでくることもあるので、調査の際、保護者に伝える内容や範囲等について情報提供者と事前に十分に打ち合わせておく必要がある。

オ. 要保護児童対策地域協議会の活用

児童虐待が疑われる家族の情報は、援助や介入の必要性を判断するために必要な範囲で収集し、活用するものであり、個人のプライバシーの保護には十分配慮が必要である。このため、児童虐待が疑われる家族の情報について他機関と共有する場合は構成員に守秘義務が課せられている要保護児童対策地域協議会を活用することが望ましい。

② 把握すべき情報

ア. 家族全員の住民票

同居している家族構成を把握するための基礎資料であり、市町村から公文書にて取り寄せる。

イ. 戸籍謄本（付票を含み、保護者が離婚していれば両親とも）

親権者の確認や家族の法的関係、転居歴等家族の歴史を知る上で重要。本籍地から公文書にて取り寄せる。

③ 把握方法の例

ア. 福祉事務所等の機関からの情報

本人家族が生活保護や障害福祉サービスを受けていれば、福祉事務所を通じて詳しい生活歴が分かる。また、援助を行う場合、福祉事務所との連携が図れる。

また、子ども手当、児童扶養手当などの受給者である場合、これらの調査等の際、保護者と接触が取れるケースや勤務先などがわかるケースがある。

イ. 妊婦・新生児・乳幼児発達健康診査等の結果の情報

保健所や市町村保健センター（保健師）では妊娠中から新生児、乳幼児等各段階で健康診査があり、受診していれば母子関係や子どもの発達等について様々な情報が得られる。また、受診していなければ「健康診査のお誘い」を理由として家庭訪問ができる。

乳児家庭全戸訪問事業の訪問結果や訪問者の情報についても確認する。

ウ. 子どもが通っている（いた）保育所、幼稚園・小学校・中学校等の学校からの情報

子どもが保育所や学校等に通っていれば、当該機関を訪問し、保育士や担任教師、養護教諭等から虐待の状況、子どもの様子や家族関係、その他保護者に関する情報を得る。また、虐待と断定できなくても、以後の情報提供や協力を依頼する。

過去に担任をしていた保育士や教師に会えば、子どもの性格や行動、親子関係、家庭の雰囲気などを知ることができる。ただし、保育所、幼稚園、学校等については、それぞれの組織体制の特色を理解した上で、それぞれの体制に合わせた協力依頼の仕方を考慮する。

エ. きょうだいに通っている学校等からの情報

他のきょうだいへの虐待の有無、親子関係や家族の価値観、家庭の雰囲気等の情報を得る。さらに、各機関が家庭訪問する際のきっかけを作ってもらうなどの協力を期待できる。

オ. 病院からの情報

入院や通院の事実が分かれば、直接主治医に会って話を聞く。虐待に直接関係ないと思われても、病状については詳しく聞く。また受診時の親子の様子や保護者の態度などについても尋ねる。なお、保護者が信頼して今後も継続的に通うことが予想されれば、援助活動チームの一員として共同して家族援助を行うよう依頼する。

カ. 警察からの情報

子どもや家族の状況、虐待の状況等について情報が得られる場合がある。また、援助や介入等について協力を依頼することができる。

例えば、警察に照会したところ、既に親族から子どもや家族の捜索願いが出されている旨の情報が得られ、児童相談所が把握していなかった当該家族の親族が判明したケースがあることも報告されている。

キ. 民生・児童委員（主任児童委員）からの情報

住民に最も身近な援助者であり、家族の状況等について具体的かつ詳細な情報が得られることがある。例えば、子どもや家族の毎日の生活実態をつかむ必要がある時は、民生・児童委員などの地域の力を借りて当番制を組んで夜間の電気の点灯を確認した例も報告されている。

ク. その他の例

マンションやアパートの管理会社等に、保護者の外出状況等の時間帯を把握する調査への協力依頼や、子どもや保護者の姿を見た時に連絡をしてもらおう等の協力依頼によって、それまで接触できなかった保護者と接触が取れた例も報告されている。

*安全確認ができないケースについての対応例を（参考2）にまとめている。

5. 拒否的な保護者等への対応の参考例

介入に対して拒否的な態度をとる保護者や転居などにより行方不明となった家庭へのアプローチは、虐待に関する初期援助の中で最も難しい課題の一つであり、子どもの安全確認ができない場合は、立入調査という行政権限の発動も視野に入れつつ、様々な創意と工夫を用いてこの課題に対処する必要がある。

この創意と工夫は緊急に介入しなければ子どもの身体・生命に危険がある場合を除き、原則として保護者にとって違和感や抵抗の少ない方法、ときには保護者にとって何らかのメリットが得られる方法を優先的に検討し、それらのアプローチが功を奏さないか困難であるときに、立入調査、出頭要求、臨検・捜索等の手法を採択するという手順になる。

以下に、実務上実践されているいくつかの方法を具体的に例示したい。

(1) 保健所、市町村保健センター等の保健活動を利用する方法

被害を受けた子どもが乳幼児であれば、市町村保健センターの乳児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診などに結びつけて、呼び出しや訪問をしてもらえれば違和感がないし、保健師等による子どもの状態の確認が可能である。そこで子どもの育てにくさや、保護者の子育ての大変さを受け止め、児童相談所についての説明や精神発達精密検査へつないでもらうことができれば、児童相談所が保護者とコンタクトをスムーズに取ることができるようになる。

また、児童相談所に保健師が配置されている場合には、この保健師を通じて、児童相談所に対して拒否感を持っている保護者に対する訪問を市町村の保健師等の協力を得て行えるようコーディネートすることもできることに留意する。

(2) 関わりのある機関を経由する方法

保育所や幼稚園・小学校・中学校等の学校などの機関が関与していれば、それぞれの機関の職員が保護者の子育ての苦労に共感を示しながら対応することが考えられる。保護者が困難に感じている子どもの問題に対する児童相談所での検査の必要性や、

無料で子どもを一時的に預かることが可能であることなどを提示して一定の納得が得られると、児童相談所や市町村が保護者にコンタクトを取りやすくなる。

(3) 医療機関へつなぐ方法

保護者が児童相談所や市町村など行政機関に対する拒否感を持っているときや、子どもに外傷、発育不良などの医療的課題があるときは、協力が得られやすい医療機関に一旦つないで、検査などの目的で入院させてもらい、保護者の影響のない場面で子どもの状態を把握することや一時保護につなげる方法も考えられる。

(4) 親族、知人、地域関係者等を介する方法

保護者と何らかの面識や関わりのある親族、知人、地域関係者等がいる場合は、保護者の子育ての困難さと子どもの側の問題などについて保護者の相談にのってもらえるなどの方法も考えられる。保護者と何らかのコンタクトを取ってもらいながら子どもの現状確認と家族の状況把握、そして児童相談所や市町村へのつなぎの協力を求めると、機関が単独でいきなり接触するよりはずっとスムーズに関わりがもてるのが少なくない。

ただし、このような場合であっても個人情報の取扱には十分留意しながら、必要最小限の情報提供に留めるようにする。

(5) CA 情報連絡システムの活用や親族に捜索願を出してもらう等の方法

家庭訪問を行ったが、子どもの安全を確認できないまま転居してしまい行方不明になったような場合には、全国児童相談所長会の申し合わせによる CA 情報連絡システムを活用するとともに、定期的に住民基本台帳で異動を確認することが考えられる。この場合、各自治体においては、中央児童相談所が CA 情報連絡票の送受信の窓口であることから、中央児童相談所が主体となって、蓄積された CA 情報連絡票の事例に関しても定期的に市町村の協力を得つつ住民登録の有無、市町村の各種サービスの利用申請を確認することも必要な対応である。

また、こういった事例に対しては、支援のキーマンとなり得る親族等がいる場合には、行方不明となった家族から連絡があった場合は知らせてもらうよう依頼することも有効な手立てであるほか、親族と相談して警察に捜索願を出してもらうことも考えられる。

(6) 警察との連携により保護者へのアプローチを進める方法

児童虐待防止法第 10 条において、児童相談所長は子どもの安全確認又は一時保護を行おうとする場合において、都道府県知事は立入調査等の際に、その子どもの住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し、援助を求めることができることとされている。

また、この援助要請は必要に応じ、適切に行わなければならないとされている。このため、より一層警察との連携を進めることが必要である。

子どもの安全の確認、一時保護又は立入調査等の執行に際して「援助の必要がある

と認めるとき」とは、保護者又は第三者から物理的その他の手段による抵抗を受けるおそれがある場合、現に子どもが虐待されているおそれがある場合などであって、児童相談所長等だけでは職務を執行することが困難なため、警察官の措置を必要とする場合をいう。

なお、援助依頼の際には、緊急の場合を除き、児童相談所長から警察署長に対して、事例の概要や援助の必要性などを記載した文書（別添3「警察への援助依頼様式」参照）で援助を依頼し、事前協議することを原則とすべきである。

6. 立入調査及び出頭要求並びに臨検・捜索についての基本事項

(1) 各制度の概要

出頭要求、立入調査、再出頭要求、臨検・捜索は、子どもの安全確認及び安全の確保を目的に行う一連の行政行為であり、常に最悪の事態を想定しつつ目的を達成するための見通しのあるプランを練って着手する。なお、実行に際して警察官との連携が必要なので、早い段階で協力を仰ぐことが重要である。

① 出頭要求

児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、保護者に対し、児童を同伴して出頭することを求め、児童相談所の職員等に必要な調査又は質問をさせることができる。

② 立入調査

立入調査は、出頭要求を経ることなく実施することが可能であり、特に、身体的虐待等により切迫した状況が想定される場合には、迅速に対応することが求められる他、ネグレクトケースであっても、食事等の栄養補給を短期間でも絶たれた場合には、生命に係わる重大な事態に至ることが少なからずあることに留意して、迅速性を最優先にした対応をすべきである。

また、保護者が立入調査を拒否した場合は、当該拒否に正当な理由がないと認めるときには、立入調査の拒否の態様やそれまでの経過等も勘案し、当該保護者の行為が悪質であると認める場合には、警察署に告発することを検討する。

③ 再出頭要求

保護者が正当な理由なく立入調査を拒否した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童相談所の職員等に必要な調査又は質問をさせることができる。

④ 臨検・捜索等

保護者が③の再出頭要求を拒否した場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは児童の安全確認を行い又はその安全を確保するため、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、児童相談所の職員等に児童の住所若しくは居所に臨検させ、

又は児童を捜索させることができる。

(2) 立入調査及び出頭要求並びに臨検・捜索の判断要素

児童相談所が、知人・親族・地域関係者等の協力を得ても保護者等に接近する手立てがなく、かつ子どもの安否が気遣われるようなときや保護者等と接触しても子どもの安全が確認できないときには、立入調査、臨検・捜索等を決断しなければならない。

一般的に立入調査、臨検・捜索等が必要と判断されるのは以下のような場合である。

- ① 学校に行かせないなど、子どもの姿が長期にわたって確認できず、また、保護者が関係機関の呼び出しや訪問にも応じないため、接近の手がかりを得ることが困難であるとき。
- ② 子どもが室内において物理的、強制的に拘束されている可能性が疑われるような事態があるとき。
- ③ 何らかの団体や組織、あるいは個人が、子どもの福祉に反するような状況下で子どもを生活させたり、働かせたり、管理している可能性が疑われるとき。
- ④ 過去に虐待歴や援助の経過があるなど、虐待の蓋然性が高いにもかかわらず、保護者が訪問者に子どもを会わせないなど非協力的な態度に終始しているとき。
- ⑤ 子どもの不自然な姿、けが、栄養不良、泣き声などが目撃されたり、確認されているにもかかわらず、保護者が他者の関わりに拒否的で接触そのものできないとき。
- ⑥ 入院や治療が必要な子どもを保護者が無理に連れ帰り、屋内に引きこもってしまっているようなとき。
- ⑦ 施設や里親、あるいはしかるべき監護者、一時保護所や一時保護の委託先等から子どもが強引に引き取られ、保護者による加害や子どもの安全が懸念されることは勿論、子どもの安全確認が適切に行えないようなとき。
- ⑧ 保護者の言動や精神状態が不安定で、一緒にいる子どもの安否が懸念されるような事態にあるとき。
- ⑨ 家族全体が閉鎖的、孤立的な生活状況にあり、子どもの生活実態の把握が必要と判断されるようなとき。
- ⑩ その他、虐待の蓋然性が高いと判断されたり、子どもの権利や、福祉、発達上問題があると推定されるにもかかわらず、保護者が拒否的で実態の把握や子どもの保護が困難であるとき。

7. 立入調査に当たっての留意点

(1) 立入調査の手續上の留意点

立入調査を円滑に実施するために、以下の点にまず留意する必要がある。

- ① 法第29条に規定する立入調査は、法第28条に定める承認の申立を行った場合だけでなく、虐待や放任等の事実の蓋然性、子どもの保護の緊急性、保護者の協力の程度などを総合的に勘案して、法第28条に定める承認の申立の必要性を判断するために調査が必要な場合にも行えることに留意する。

また、児童虐待防止法第9条第1項の規定では、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときに子どもの住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問させることができること、正当な理由がないのにその執行を拒否した場合、同条第2項により適用される法第61条の5の50万円以下の罰金に処することとされているが、立入調査の実効性を高める観点から、立入調査を実施するに当たっては、正当な理由がないにもかかわらず立入調査を拒否した場合には罰金に処せられることがある旨を、可能な限り保護者に対して告知する。その際には、当該立入調査を拒否した場合、同法第9条の3第1項の臨検又は捜索が行われる可能性がある旨も併せて告知する。

さらに、上記の告知をしたにもかかわらず、立入調査に応じない状況があれば、その場において、立入調査を拒否したものと認める旨を言い渡すこととする。

なお、拒否したかどうか不明確なままでは、同法第9条の2の再出頭要求や立入調査拒否罪告発のいずれにも移行することが困難となることから、拒否した状況を明確にし、記録しておくことが必要であることに十分留意されたい。

② 身分証明証の交付

立入調査に携行する身分証明証については、個々の事例について、その都度作成交付する必要がなく、民生・児童委員（主任児童委員）または、児童福祉に関する事務に従事する職員が、その職に就いた時に交付し、平素携帯させてよい旨の通知（昭和23年8月23日付児発第554号厚生省児童局長通知）が出されている。しかし、実情として証明証が交付されていないところも見受けられる。緊急事態に備えて、あらかじめ交付しておく必要がある。

③ 都道府県知事の指示について

立入調査は都道府県知事の指示の下に実施することと規定されているが、自治体レベルの施行規則等において、児童相談所長に権限が委任されているところもある。権限が委任されていない児童相談所においては、立入調査の必要性が認められたら速やかに、決裁を行う。通常、決裁には時間がかかるため、あらかじめ権限が委任されるように、規則等を整備しておくべきである。

(2) 立入調査の執行にあたる職員

立入調査には予測される事態に備え、調査にあたる職員を複数選任する。児童福祉司、相談員、児童心理司、スーパーバイザー等を基本として、子どもの心身の状態や

性別に配慮し、保護や入院の必要性を的確に診断することのできる医師（小児科医、児童精神科医等）や保健師の同行も有効である。

また、これら児童相談所職員のほか、都道府県が設置する福祉事務所の社会福祉主事または都道府県において直接児童福祉に関する事務に従事する職員も立入調査の執行に当たることができる。

(3) 立入調査における関係機関との連携

① 警察との連携

従来から、児童相談所長等による立入調査や一時保護に際して、必要な場合は事前協議の上警察官による支援が行われていたが、児童虐待防止法第10条において警察署長への援助要請等についての規定が設けられ、子どもの安全の確認及び安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ、適切に警察署長に対し援助を求めなければならないとされた。

執行に当たって、保護者の妨害や現に子どもが虐待されているおそれがあり、児童相談所長等のみでは立入調査が困難であると考えられる場合であって、援助の必要があると認めるときは、警察署長に対し援助を求め、法に基づき立入調査による安全の確認、必要な場合の一時保護等を適切に行う必要がある。

なお、立入調査等は児童相談所がその専門的知識に基づき、主体的に実施するものであり、警察官の任務ではない。また、警察官は、児童相談所長等の権限行使の補助者ではないということを承知しておく必要がある。

警察官は、立入調査においては、不測の事態に備えて児童相談所長等に同行し現場付近で待機するなどの援助を行うことが多いと考えられるが、必要に応じて警察官職務執行法、刑事訴訟法等により与えられた任務と権限に基づき必要な措置を取るものである。

○ 援助を求められた警察官は、具体的には

ア．職務執行の現場に臨場したり、現場付近で待機したり、状況により児童相談所長等と一緒に立ち入ること

イ．保護者等が暴行、脅迫等により職務執行を妨げようとする場合や子どもへの加害行為が現に行われようとする場合等において、警察官職務執行法第5条に基づき警告を発し又は行為を制止し、あるいは同法第6条第1項に基づき住居等に立ち入ること

ウ．現に犯罪に当たる行為が行われている場合に刑事訴訟法第213条に基づき現行犯として逮捕するなどの検挙措置を講じることなどの措置を取ることが考えられる。

なお、上記イの警察官職務執行法第6条第1項に基づく立入りについては、例えば、家の中で子どもが暴行を受けて悲鳴が聞こえるなど、子どもの生命、身体に危

害が切迫し、あるいは現に危害が加えられているようなときで、同項の立入りの要件を満たす場合は、立入りのため必要があれば、社会通念上相当と認められる範囲で、鍵を壊すなどして立ち入ることができる。

また、上記ウの現行犯逮捕において、必要があれば認められる住居等への立入り（刑事訴訟法第220条第1項第1号）についても同様である。

警察署長への援助要請は、緊急の場合を除き、文書（別添3「警察への援助依頼様式」参照）により事前に組織上の責任者から行うことを原則とする。

なお、緊急の場合においては、事後に上記援助依頼様式を参考に、文書により警察署長宛送付する。

援助の依頼に係る警察側の窓口は、少年警察部門（警察署生活安全課等）である。

○ 依頼に際して具体的には、

ア．保護者、虐待を受けている子どもその他の家族、同居人等の状況

イ．保護者の性格、行動特徴

ウ．虐待の態様及び虐待を受けている子どもの状況

などについて、可能な範囲で情報を共有しなければならない。

○ その上で、子どもの保護を最優先課題として、児童相談所と警察との間の適切な連携と役割の分担が実現されるように、必要な警察官の援助の内容やその時期、体制等について具体的に事前協議を行う必要がある。事前協議においては、特に、児童相談所と警察の持つ情報の突き合わせなどを確実にを行い、状況判断に誤りのないようしなければならない。

○ 子どもの安全の確認、一時保護又は立入調査、臨検、搜索等の執行に際して「援助の必要があると認めるとき」とは、保護者又は第三者から物理的その他の手段による抵抗を受けるおそれがある場合、現に子どもが虐待されているおそれがある場合などであって、児童相談所長等だけでは職務執行をすることが困難なため、警察官の援助を必要とする場合をいう。

なお、児童相談所長等からの援助の求めの有無にかかわらず、警察が子どもの保護等のため必要と認める場合は、所要の警察上の措置をとることがあり得ることは言うまでもない。

【参考】

「警察官職務執行法」

（犯罪の予防及び制止）

第5条 警察官は、犯罪がまさに行われようとするのを認めたときは、その予防のため関係者に必要な警告を発し、又、もしその行為により人の生命若しくは身体に危害が及び、又は財産に重大な損害を受ける虞があつて、急を要する場

合においては、その行為を制止することができる。

(立入)

第6条 警察官は、前二条に規定する危険な事態が発生し、人の生命、身体又は財産に対し危害が切迫した場合において、その危害を予防し、損害の拡大を防ぎ、又は被害者を救助するため、已むを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において他人の土地、建物又は船車の中に立ち入ることができる。

2 (以下省略)

「刑事訴訟法」

第212条 現に罪を行い、又は現に罪を行い終った者を現行犯人とする。

2 左の各号の一にあたる者が、罪を行い終ってから間がないと明らかに認められるときは、これを現行犯人とみなす。

一 犯人として追呼されているとき。

二 贓物又は明らかに犯罪の用に供したと思われる兇器その他の物を所持しているとき。

三 身体又は被服に犯罪の顕著な証跡があるとき。

四 誰何されて逃走しようとするとき。

第213条 現行犯人は、何人でも、逮捕状なくしてこれを逮捕することができる。

第220条 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、第199条（逮捕状による逮捕）の規定により被疑者を逮捕する場合又は現行犯人を逮捕する場合において必要があるときは、左の処分をすることができる。第210条（緊急逮捕）の規定により被疑者を逮捕する場合において必要があるときも、同様である。

一 人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入り被疑者の搜索をすること。

二 逮捕の現場で差押、搜索又は検証をすること。

(以下省略)

② その他の関係者との連携

保護者に精神的な疾患が疑われる場合は、保健所や市町村保健センター、精神保健福祉センターと連携し、精神保健福祉相談員の同行が考えられる。同行しない場合においても、事前の情報によっては、入院を要する事態も想定し、精神保健指定医診察や入院先の確保などの手配をあらかじめ行っておく必要がある。

その他、福祉事務所の職員や民生・児童委員（主任児童委員）など、保護者や家族との関係において有効であると思われる人を同行することも可能である。あるいはまた、子どもとなじみのある保育所の保育士や、学校の教師等が同行するか、保護後に備えて待機することで、子どもを安心させたり、落ち着かせたりする方法も考えられ

る。更には、協力関係にある弁護士の同行もありうる。

ただ、いずれの場合も、事前に周到な打ち合わせを行い、種々の事態を想定した柔軟な役割分担を決めておくことが必要である。

(4) 立入調査の執行

始めに、相手に立入調査は法律に基づくものであることを告げ、正当な理由なく拒否した場合には罰金が科せられること、裁判所の許可状を取って臨検・捜索を行えることを伝える。

その上で、調査者が何を目的とし、どういうことを確認したいのか、なぜ今回の立入調査を行ったのかなど懇切・丁寧に説明する。また、子どもに対しても、突然の訪問の意図を年齢に応じて、分かりやすく説明し、安心感を与える配慮が必要であろう。

① 保護についての的確な判断と実行

子どもの身体的な外傷の有無やその程度、発育状況、保護者や大人に対する態度、脅えの有無などを観察すると共に、できれば同行の医師による診断的チェックを受けることが望ましい。可能であれば、子ども自身の気持ちを聴取した方が良いが、その時は保護者から離れた場所で聴取する必要がある。

子どもの養育環境を判断するためには、室内の様子に注意を払うことも重要で、極めて不衛生・乱雑であるなど、特徴的な様相があれば、写真の撮影をしておく、後に児童福祉法第 28 条の承認審判における証拠資料として有効である。

保護者の態度、子どもの心身の状態、室内の様子等総合的に判断して、子どもに保護の必要性が認められれば、一時保護をしなければならないことを伝え、多少摩擦があったとしても実行に踏み切らなければならない。課題を残したままで一時保護がなされないと、次の接触が困難になったり、子どもの状態がより悪くなることを念頭において対応する。

その後、状況によって、保護者に対して児童福祉法第 28 条の承認の申立て等の法的対応を行う旨を説明したり、子どもの状態によっては入院の措置を採るなどの対応が必要である。

② 一時保護が必要でないと判断された時

差し当たって、保護の必要性が認められない時は、関係者の不安が今回の調査で解消されてよかったということを率直に保護者に伝え、突然の立入調査で驚かせたことに対する相手の心情に配慮したソーシャルワークフォローを十分行っておくことが大切である。加えて、各機関の行政サービス等の説明や、社会から孤立的になりすぎた場合、子どもの安全や健康の確認が社会的に要請されることになるという仕組みについても、十分理解を求めるようにしなければならない。

(5) 立入調査が拒否された場合

① 立入調査が拒否された場合において、当該拒否について正当な理由がないと認められるときは、告発の可否を検討するとともに、原則として、速やかに、児童虐待

防止法第9条の2の再出頭要求の手続に移行する。

なお、特に、立入調査の拒否の態様やそれまでの経過等も勘案し、当該保護者の行為が悪質であると認められる場合には、当該保護者について管轄警察署に告発することを検討する。

告発については、事前に管轄警察署等とよく協議した上で行うこととし、このためにも日常的に警察との連携に努めるべきである。

- ② 告発とは、告訴権者以外の第三者から捜査機関に対してなされる犯罪事実の申告及びこれに基づく犯人の処罰を求める意思表示をいうが、適切にこれを行うとともにその経過を記録する等の観点から、正当な理由なく立入調査を拒否した具体的事実や被告発人の処罰を求める旨を記載した告発状を提出することにより、これを行う（別添5参照）。

その際には、併せて、告発に至る経緯や具体的事実を証する疎明資料として、児童記録票その他の調査記録、住居の写真、児童の居住を証するための児童の住民票の写し、立入調査の実施状況に係るビデオ等による音声や画像の記録、出頭要求や立入調査の実施状況に関する報告書の写し等を添付して提出する。

なお、告発がなされた場合には警察において捜査が開始されることにかんがみ、告発の取消を要する事態とならないよう、告発する前の段階において、具体的事案に応じて、提出する予定の告発状や疎明資料を提示するなどして、立入調査を行う場所を管轄する警察署と協議をされたい。

- ③ 告発状が受理された後においては、通常、当該事件の捜査のため職員の事情聴取や資料の提出が求められることとなるので、積極的に協力する。

なお、捜査の結果に基づき、起訴又は不起訴の処分が行われたときは、検察官から告発をした者に処分結果が通知され、不起訴とした場合には、告発人の請求に基づき、その理由が開示されるので、留意されたい。

- ④ 立入調査が拒否された場合においては、管轄警察署への告発だけでなく、児童虐待防止法第9条の2の保護者への再出頭要求や同法第9条の3第1項の臨検又は捜索の実施対象となることもあり得ることから、児童記録票その他の調査記録を適切に作成、保管しておくとともに、立入調査の状況やこれに至る経緯について、報告書を作成する。

(6) 調査記録の作成と関係書類等の整備

立入調査を執行した後は、調査記録の作成を行う必要がある。とりわけ、家庭裁判所における審判が予定される事例については、詳細な記録が求められる。子ども、保護者の両方と室内の様子について、具体的で綿密な記録を作成する。

関係書類については、子どもの外傷の状況を撮影した写真や、医師の診断書、調査に同行した関係者による記録などの入手、保存に努め、上記記録と共に整備しておくことが大切である。

8. 出頭要求・再出頭要求に関する留意点

(1) 保護者への出頭要求

① 対象となる事例

児童虐待防止法第8条の2の規定に基づく都道府県知事等（児童相談所長に権限が委任されている場合は児童相談所長。）による出頭要求は、特に、児童相談所の家庭訪問等によっても長期間児童の姿を確認できない事例や呼びかけに対し全く応答がなく安否を確認できないような事例について、有効な安全確認の選択肢の一つとなると考えられるため積極的に活用する。

出頭要求を行う際には、保護者がこの出頭要求に応じない場合、同法第9条第1項の立入調査その他の必要な措置を講じるものとされていることから、保護者がこれに応じない場合の対応を考慮しながら、その必要性を判断する必要がある。同法第8条の2の出頭要求は、あくまでも安全確認の選択肢の一つであり、児童虐待が行われているおそれがあると認められるとともに、緊急に児童の安全確認を行う必要があるなどの場合には、直ちに同法第9条第1項の立入調査を行う。

なお、一度出頭要求に応じたことから安全確認ができた後において、再度虐待のおそれが生じた場合においても、改めて本出頭要求を行うことが妨げられるものではないことに留意されたい。

② 出頭要求の方法

保護者に対する出頭要求の告知は、原則として、直接職員が告知書を交付することで行うとともに、できる限りその受領証を徴することとし、その経過を記録する。保護者が出頭要求の告知書の受領を拒否した場合には、出頭要求に応じないものとして取り扱うこととし、この場合においては、当該拒否の状況について適切に記録する。

また、職員が保護者の住居を訪問しても、呼びかけにまったく応じないような事例については、保護者が長期間不在であることが明確である等の告知書を受領し得ない客観的状況にある場合を除き、出頭要求の告知書を封筒に入れた上、郵便受箱、郵便差入口等の適切な箇所に差し入れ、その状況を日付・時間入りの写真等で確実に記録する。この場合、当該封筒に出頭要求の告知書が含まれることが推察できるよう、事前に告知書の送達のため訪問する旨を電話により連絡し、若しくは告知書を郵便受箱等の適切な箇所に差し入れる旨の玄関先での呼びかけ等を行い、又は告知書が含まれる旨を当該封筒に記載する。こうした対応によっても保護者が出頭しない場合には、出頭要求に応じないものとして取り扱う。

③ 出頭要求の告知書（別添4参照）

告知書においては、以下について記載すること。

ア. 出頭を求められる者の住所、氏名及び生年月日

出頭要求の実施に当たっては、通常、保護者や児童の氏名の特定が前提となるが、家庭訪問や関係機関等を通じた調査を尽くした結果、どうしても保護者又は児童の氏名が判明しない場合において、氏名が判明しないことを理由として必ずしも出頭要求の実施が不可能とはならないと考えられることに留意すること。その場合には、

例えば「〇〇号室にお住まいの方」という形での実施が考えられる。（「居住者が特定できない事案における出頭要求等について」（平成22年8月26日雇児総発0826第1号本職通知）を参照）

イ. 出頭を求める日時及び場所

出頭を求める日時は、迅速な対応の確保及び各自治体ごとに定めた虐待通告に係る安全確認の所定時間との均衡も踏まえつつ、速やかに安全確認を行う観点から、個別の事案に応じて特定の日時を設定する。ただし、やむを得ない理由により保護者等による当該日時における出頭が困難と認められる場合には、速やかに安全確認を行うことを十分考慮しつつ、当該保護者からの申し出に応じて出頭を求める日時を調整する。

また、出頭を求める場所は、当該児童の所在地を管轄する児童相談所が基本となると考えられるが、保護者の心身の状況等に鑑み、児童相談所以外の市役所その他の場所とすることも差し支えない。

ウ. 同伴すべき児童の氏名、生年月日及び性別

エ. 出頭を求める理由となった事実の内容

オ. 保護者が出頭を求める日時での出頭が困難な場合における対応

出頭日の延期を求められた場合には、やむを得ない理由であるかどうかを判断し、無為な引き延ばしに応じることはあってはならない。また、日程の延期による転居のおそれがないかなども慎重に吟味して、必要であれば立入調査の実施も躊躇してはならない。

カ. 出頭要求に応じない場合、当該児童の安全の確認又はその安全を確保するため児童虐待防止法第9条第1項の立入調査その他の必要な措置を講ずることとなる旨及び当該立入調査を正当な理由なく拒否した場合には罰金に処せられることがある旨 キ. その他必要な事項

④ 出頭要求に応じない場合の対応

保護者が出頭要求に応じない場合には、当該児童の安全の確認又はその安全を確保するため、速やかに、児童虐待防止法第9条第1項の立入調査その他の必要な措置を講じる。

なお、②で述べたような出頭要求の告知書の受領を拒否する、訪問しても応答がない事例については、出頭要求に応じないものとして取り扱う。

⑤ 記録のあり方

出頭要求に応じない場合、当該事実が児童虐待防止法第9条第1項の立入調査その他の必要な措置を講じる理由となること、また、同立入調査に応じない場合には、同

法第9条の3第1項の臨検又は搜索の実施対象となることもあり得、その場合、同項の許可状を裁判官に請求する際、併せて当該事案に係る経過を示す必要があることから、児童記録票その他の調査記録を適切に作成、保管しておくとともに、報告書（作成した職員の署名（記名）押印のあるものをいう。以下同じ。）を作成する。

(2) 保護者への再出頭要求

児童虐待防止法第9条の2の規定による都道府県知事等（児童相談所長に権限が委任されている場合は児童相談所長。）の出頭要求（同法第8条の2の出頭要求が行われていない場合を含め、以下「再出頭要求」という。）の趣旨、内容は同法第8条の2の出頭要求と同様であるが、再出頭要求は、正当な理由なく同立入調査を拒否したことが要件とされていることに留意されたい。

再出頭要求の方法等については、出頭要求と同様に行うこととし、(1)を参考に告知書の記載や手続、記録の作成を行うこととする（別添5参照）。

なお、裁判官の許可状を得た上で行う同法第9条の3の臨検又は搜索は、再出頭要求が行われ、保護者がこれに応じないことが要件とされていることから、同条の臨検又は搜索を行う必要があると思料される場合、当該再出頭要求が実施される必要がある。

9. 臨検・搜索に関する留意点

(1) 対象となる事例

児童虐待防止法第9条の3第1項の規定による都道府県知事等（児童相談所長に権限が委任されている場合は児童相談所長。以下この(3)③及び(4)において同じ。）の臨検又は搜索は、特にネグレクトのように児童を直接目視できず児童の状況自体把握できないような場合に活用されることで、児童の安全の確認又は安全の確保が行われることが想定されている。

この「臨検」又は「搜索」は、双方とも強制処分として行うものであり、「臨検」とは住居等に立ち入ることをいい、「搜索」とは住居その他の場所につき人の発見を目的として捜し出すことをいう。これらの臨検又は搜索は、物理的実力の行使を背景に、対象者の意思に反してでも直接的に児童の安全確認又は安全確保をしようとするものであり、同法第9条第1項の立入調査が、これを拒んだ者に対する罰則を定めることで、間接的に調査の実効性を担保しようとするのと異なるものである。

なお、臨検又は搜索は、同法第9条第1項の立入調査を実施したにもかかわらず頑なに立ち入りを拒否されるようなケースについて、例外的に行うことが想定されており、迅速な安全確認が要請されている状況にあるところ、まずは、当該立入調査を実効的に行うことにより、児童の安全確認又は安全確保が行われるよう努められたい。

(2) 臨検又は搜索の要件

① 立入調査等の実施

臨検又は搜索は、児童虐待防止法第8条の2第1項の出頭要求を受けた保護者又は同法第9条第1項の立入調査を受けた保護者が、同法第9条の2の再出頭要求に

応じないことが要件とされている。

② 児童虐待が行われている疑いがあること

臨検又は捜索は、①の保護者による立入調査の拒否等の経過を経た上で、「児童虐待が行われている疑いがある」ときに行われる必要がある。

③ 裁判所の裁判官による許可状の発付

臨検又は捜索は、①、②の要件を満たした上で、管轄の裁判所の裁判官が発する許可状を得て初めて可能となるものであり、裁判官への許可状の請求が必要である。

(3) 裁判官に対する許可状の請求等

① 許可状の請求

臨検又は捜索に係る許可状は、臨検しようとする児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に対してこれを請求する。

請求書の提出は、各地の裁判所から連絡されている窓口に対して行う。

臨検又は捜索に係る許可状の円滑な請求が可能となるよう、当該請求の際に弁護士等の専門家や警察官OBによる助言等を得ることができる体制を整えておくことが適当である。

② 請求書の様式等

裁判官への許可状の請求は書面により行う（別添7参照）。

なお、日没以降の夜間に臨検又は捜索を行う必要がある場合には、当該夜間執行について、併せて請求する必要があることに留意されたい。また、許可状の有効期間が超過し失効した場合であって、特にやむを得ない理由があるときは、裁判官に対し、許可状の再請求をすることができる。

許可状を請求する場合には、児童虐待防止法第9条の3第3項の規定により、児童虐待が行われている疑いがあると認められる資料等を添付することとされている。このため、以下を参考に、請求書に資料を添付して提出することとされたい。

なお、裁判官が、許可状を発し、又は許可状の請求を却下したときは、速やかに、許可状の請求書とともに添付資料も返還されることとなる。

ア. 児童虐待が行われている疑いがあると認められる資料

当該資料としては、近隣住民や保育所等の関係機関からの聞き取り調書、市町村における対応記録の写し、児童相談所における記録（児童記録票その他の調査記録）などが考えられる。

なお、近隣住民等からの聞き取り調書については、供述者の署名押印があることが望ましいものの、供述者の署名押印のないものであっても、そのことだけの理由で資料から排斥されるものではない（この場合であっても聴取者の署名（記名）押印は必要である。）。

イ. 臨検させようとする住所又は居所に当該児童が現在すると認められる資料

当該資料としては、当該児童の住民票の写し、臨検しようとする住居の写真（可能な場合、子ども用の玩具・遊具や洗濯物など当該住居での児童の生活を示す写真を含む。）などが考えられる。

ウ. 保護者が児童虐待防止法第9条第1項の立入調査を拒むなどし、及び同法第9条の2の再出頭要求に応じなかったことを証する資料

当該資料としては、出頭要求や再出頭要求、立入調査の実施報告書の写しなどが考えられる。

エ. その他

他に添付すべき資料としては、事案の概要を記した総括報告書、児童相談所長が都道府県知事等から権限委任を受けて許可状を請求する場合にはその根拠となる法令（地方自治法第153条第2項、各都道府県等で定める条例等）などが考えられる。

* 臨検・捜索に係る裁判所への許可状の請求のための資料について（参考1）にまとめている。

③ 許可状の交付

許可状の請求を受けた裁判官は、臨検又は捜索に係る許可状発付の要件の有無を判断し、要件が具備されていると認められる場合には、都道府県知事等あてに許可状を交付することになる。

(4) 処分を受ける者への許可状の提示

都道府県知事等は、当該許可状を臨検又は捜索を行う児童相談所の職員等に交付するとともに、当該児童相談所の職員等は、臨検又は捜索を行うに当たり、これらの処分を受ける者、すなわち臨検又は捜索の対象となる住居又は居所に実際に居住している者に提示しなければならない。

不在等のため処分を受ける者に許可状を示すことができないときは、児童虐待防止法第9条の9第1項又は第2項の規定により臨検又は捜索に立ち会う者に示さなければならない。

なお、処分に着手した後、処分を受ける者が現れたときは、その者に改めて許可状を示すのが適当である。

また、許可状の提示は、相手方に記載内容を閲覧・認識しうる方法でなされるべきであるが、相手方が閲覧を拒絶するときは、そのまま執行に着手することができる。

(5) 関係者への身分証明証の提示

児童相談所の職員等は、児童虐待防止法第9条の3第1項による臨検若しくは捜索又は同条第2項による調査若しくは質問（以下「臨検等」）をするときは、その身分を

示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

また、臨検若しくは搜索を円滑に実施するためには、同法第9条第1項の立入調査と同様に、あらかじめ身分証明証を児童相談所の職員等に交付しておくことが望ましい。

(6) 責任者等の立ち会い

児童相談所の職員等は、臨検又は搜索をするときは、当該児童の住所若しくは居所の所有者若しくは管理者（これらの者の代表者、代理人その他これらの者に代わるべき者を含む。）又は同居の親族で成年に達した者を立ち合わせなければならない。

この場合において、これらの者を立ち合わせることができないときは、その隣人で成年に達した者又はその地の地方公共団体の職員を立ち合わせなければならない。

なお、上記の所有者若しくは管理者又は同居の親族で成年に達した者が立ち会う場合であっても、手続の公正を担保する観点からは、当該臨検又は搜索に市町村等の地方公共団体の職員を立ち合わせることが適切である。

(7) 臨検又は搜索に当たって可能となる処分等

① 錠その他必要な処分

児童相談所の職員等は、臨検又は搜索をするに当たって必要があるときは、錠をはずし、その他必要な処分をすることができる。

この「その他必要な処分」の内容・方法は、児童の安全確認又は安全確保の目的のために必要最小限度において許容されるものであり、かつ、その手段・方法も社会通念上妥当なものである必要がある。

② 臨検等をする間の出入りの禁止

児童相談所の職員等は、臨検等をする間は、何人に対しても、許可を受けずにその場所に入出入りすることを禁止することができる。

③ 写真撮影等

写真撮影等は、必要な程度においてこれを行うことは、臨検、搜索等が適正に行われたことや児童の生活状況など虐待の状況を記録し、第三者に示すために極めて有効と考えられる。

④ 一時保護の実施

臨検又は搜索を行う際には、状況に応じ遅滞なく子どもの一時保護を行うなど、子どもの福祉を優先した臨機応変な対応をすべきである。

(8) 夜間の執行の制限

臨検又は搜索は、許可状に夜間でもすることができる旨の記載がなければ、日没から日の出までの夜間にはしてはならない。

このため、夜間に臨検又は搜索をしようとするときは、裁判官へ許可状を請求する

際、その旨も併せて請求する必要がある。

なお、許可状に夜間でも臨検又は捜索をすることができる旨の記載がない場合であっても、日没前に臨検又は捜索に着手したときは、日没後でもその処分を継続することができる。

(9) 警察への援助要請等

児童虐待防止法第 10 条の規定に基づき、必要に応じ、迅速かつ適切に警察署長に対し援助を求めなければならないとされているが、臨検又は捜索の執行に際しては、保護者等による強い抵抗が予想されることから、子どもの安全の確認及び安全の確保並びに職員の安全に万全を期するため、警察に援助を求めることが適当な場合が多いと考えられる。

なお、臨検又は捜索をするに当たって、錠をはずしその他必要な処分を行うことができることとされているが、これらの実力行使を伴う処分についても、警察官ではなく児童相談所が実施するものであることから、十分な体制を整えるよう配意するとともに、警察官は、児童相談所長等の権限行使の補助者ではないということを承知しておく必要がある。

(10) 記録のあり方

許可状の請求をしたときは、請求の手續、許可状発付後の状況等を記録する。また、臨検又は捜索をしたときは、児童相談所の職員等は、これらの処分をした年月日及びその結果を記載した調書を作成し、立会人に示し、当該立会人とともにこれに署名押印しなければならない。ただし、立会人が署名押印せず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。

(11) 都道府県知事等への報告

児童相談所の職員等は、臨検、捜索等を終えたときは、その結果を都道府県知事等に報告しなければならない。

都道府県知事等は、都道府県等の児童福祉審議会に、臨検若しくは捜索又はこれに伴う調査、質問の実施状況を報告しなければならない。

(12) 不服審査、行政事件訴訟

臨検等に係る処分については、行政手続法上の不利益処分の手続は適用されず、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）上の不服申立てをすることができないとされている。また、行政事件訴訟法第 37 条の 4 の規定による差止めの訴えも提起することができない。

10. 平素からの警察との連携体制の整備

通告を受けた児童相談所は、虐待を受けた子どもの生命を守り、安全を確保することを最優先にして対応することが基本であり、この点に関しては、子どもの生命、身体の保護を責務とする警察と共通していることから、児童虐待への対応に万全を期す

ために、警察との連携は、極めて重要である。

警察に対しては、児童虐待防止法に基づく援助要請に限らず、緊急的な対応要請や協議・相談を要する場合があることも考慮し、都道府県警察本部の少年警察担当課や各管内を管轄している警察署との間で、相互の連絡窓口を確認しておくとともに、連絡会議を定期的を開催するなど、平素から情報交換や意見交換の機会を持ち、相互の信頼及び理解を深めるよう努める。

個別の事案においても、必要に応じ、早い段階から警察との緊密な情報交換を図るべきであり、特に、警察から通告や情報提供がなされた事案については、以後の対応における連携を円滑にするためにも、通告を受理した後の児童相談所の対応状況等について警察へ情報を提供し、併せて、新たな通報等により警察が得た情報の提供を求めるなど、積極的に情報共有を行う必要がある。

また、児童相談所職員の対応能力の向上を図るために、安全確認、立入調査、臨検・搜索の参考となるような具体的な研修に警察官を講師として実施すること、警察との人事交流を行うこと、児童相談所において警察官 **OB** を配置することなどは、実際の虐待対応に当たって有意義と考えられるので、このような対応の推進に向けて警察との協議を行う必要がある。

(参 考 1)

臨検・捜索に係る裁判所への許可状請求のための資料

標記については、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第9条の3第3項に「都道府県知事は、第1項の許可状（以下「許可状」という。）を請求する場合には、児童虐待が行われている疑いがあると認められる資料、臨検させようとする住所又は居所に当該児童が現在すると認められる資料並びに当該児童の保護者が第9条第1項の規定による立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避したこと及び前条第一項の規定による出頭の求めに応じなかったことを証する資料を提出しなければならない。」とされており、また、児童相談所運営指針（平成2年3月5日児発第133号通知）において、許可状を請求する場合における請求書に添付する資料等について参考例を掲げている。

今般、実務に当たって参考となるよう、実際に裁判官から許可状を得ることができた事例において、どのような書類を提出したのかをまとめたものである。

なお、裁判官の許可状の発付の可否については、個々の事案に応じて裁判官が判断すべきものであることを申し添える。

【 実 例 1 】

背景

- ・ 子どもの未就学状態が続き、児童相談所、学校等が家庭訪問を実施するも面会を拒否。
- ・ 住居内はゴミだらけで異臭が漂う。
- ・ 子どもの安全確認のため、出頭要求、立入調査、再出頭要求を行うが応じないため、家庭裁判所に臨検・搜索許可状の請求を行う。

臨検・搜索後の状況

- ・ 許可状交付後、合鍵により開錠し、警察の援助のもと臨検・搜索を実施。
- ・ 職権による一時保護後、強制措置のため家庭裁判所へ申し立て。

(許可状請求の際の書類)

- 臨検・搜索許可状請求書 1枚
- 児童虐待が行われている疑いがあると認められる資料
 - ・ 事例の概要及び添付書類一覧 1枚
 - ・ 時系列による教育委員会の家庭訪問による就学を督促する経過 3枚
 - ・ 就学に係る督促についての記録（督促状況についての学校から教育委員会への報告、保護者宛の督促状の写し、督促状発出のための決裁文書など） 12枚
 - ・ 時系列による教育委員会の家庭訪問の経過 7枚
 - ・ 昼夜逆転の生活であることを示す資料（三日間の当該世帯の外出状況の報告） 2枚
 - ・ 居室内がゴミの山状態で、不衛生であることを示す資料（福祉事務所職員が訪問した時の室内の様子、ゴミの散乱状況の手書きの室内の状況） 4枚
- 臨検させようとする住所又は居所に当該児童が現在すると認められる資料
 - ・ 概要 1枚
 - ・ 戸籍抄本 1枚 住民票 1枚
- 保護者が児童虐待防止法第9条第1項の立入調査を拒むなどし、及び同法第9条の2の再出頭要求に応じなかったことを証する資料
 - ・ 概要 1枚
 - ・ 出頭要求のための家庭訪問の際の状況（母親とのやりとりを文書化） 7枚
 - ・ 出頭要求の告知の状況の写真（写真10枚） 6枚
 - ・ 出頭要求書告知のための決裁文書 3枚

- ・立入調査指示書（内部書類） 1 枚
- ・立入調査の際の状況（母親とのやりとりを文書化） 4 枚
- ・立入調査の際の状況の写真（写真2枚） 1 枚
- ・再出頭要求の状況 総表 1 枚
- ・再出頭要求のための家庭訪問の際の状況（相手方が反応しないため子どもをつれて出頭することや要求書文書を入れること等の発言を文書化） 1 枚
- ・再出頭要求の際の状況の写真（写真9枚） 5 枚
- ・再出頭要求書告知のための決裁文書 3 枚

○その他

- ・事務委任及び代決専決規則（該当部分） 3 枚

【 事 例 2 】

背景

- ・ 転入以来、住民票の転入手続きや子どもの転校手続きがとられないため、子どもの意思に関わらず登校が出来ない状況。
- ・ 母親は関係機関からの連絡に一切応じず、子どもの安全確認ができない上、アパートの部屋からは異臭がすることから、出頭要求、立入調査、再出頭要求を行うが、保護者との接触ができないため、家庭裁判所に臨検・搜索許可状の請求を行う。

臨検・搜索後の状況

- ・ 許可状交付後、合鍵により開錠し、アームロックを切断。警察の援助のもと臨検・搜索を実施。
- ・ 職権による一時保護後、強制措置のため家庭裁判所へ申し立て。

(許可状請求の際の書類)

- 臨検・搜索許可状請求書 1枚
- 児童虐待が行われている疑いがあると認められる資料
 - ・ 事案の概要及び時系列の家庭訪問等の状況 4枚
 - ・ 張り込み調査実施総括報告書(二日間) 2枚
 - ・ 張り込み調査の状況写真(写真7枚) 2枚
- 臨検させようとする住所又は居所に当該児童が現在すると認められる資料
 - ・ 資料一覧 1枚
 - ・ 軽自動車の所有者の状況資料 3枚
 - ・ 戸籍抄本 1枚
 - ・ 関係機関からの聞き取り調書 1枚
- 保護者が児童虐待防止法第9条第1項の立入調査を拒むなどし、及び同法第9条の2の再出頭要求に応じなかったことを証する資料
 - ・ 資料一覧 1枚
 - ・ 出頭要求に関する報告書(内部書類) 1枚
 - ・ 出頭要求書告知書 1枚
 - ・ 出頭要求の際の状況の写真(写真2枚) 1枚
 - ・ 再出頭要求のための家庭訪問の際の状況(相手方が反応しないため様子を連

- 絡して欲しいこと等の発言を文書化) 1枚
- ・立入調査実施報告書(内部書類) 2枚
- ・立入調査指示書(内部書類) 1枚
- ・立入調査の際の状況の写真(写真16枚) 5枚
- ・部屋内の状況を示した図 1枚
- ・再出頭要求に関する報告書(内部書類) 2枚
- ・再出頭要求告知書 1枚
- ・再出頭要求の際の状況の写真(写真3枚) 1枚

○その他

- ・児童相談所長の辞令 1枚
- ・事務決裁規則(該当部分) 4枚
- ・児童記録票 16枚

【 事 例 3 】

背景

- ・ 不登校の状況が続いており、学校や教育委員会の就学督促に応じないことから通告に至ったケース。
- ・ 家庭訪問を試みるが、在宅の気配はあるものの一切応答はなく、保護者との接触ができない状況。
- ・ 子どもの安全確認のため、出頭要求、立入調査、再出頭要求を行うが応じないため家庭裁判所に臨検・捜索許可状の請求を行う。

臨検・捜索後の状況

- ・ 許可状交付後、同居する子どもの叔母を説得して解錠し、警察等の援助のもと臨検・捜索を実施。
- ・ 身体的虐待やネグレクトは認められず、保護者が学校に行かせないことについて来所面接に応じたことから、児童福祉司指導とする。

(許可状請求の際の書類)

○臨検・捜索許可状請求書 1枚

- ・ 臨検・捜索を必要とする理由の概要 1枚
- ・ 添付書類一覧 1枚

○児童虐待が行われている疑いがあると認められる資料

- ・ 教育委員会及び学校が児童宅を訪問した状況等について
- ・ 児童相談所への送付状 1枚
- ・ 対応状況の時系列の表 1枚
- ・ 保護者あての健康診断のお知らせ、就学の督促状など、保護者あての文書 33枚
- ・ 児童福祉司による家庭訪問等の状況報告書(内部書類) 3枚
- ・ 児童相談所が保護者に出した手紙など 19枚

○臨検させようとする住所又は居所に当該児童が現在すると認められる資料

- ・ 戸籍抄本 3枚
- ・ 住民票 3枚
- ・ 関係機関等(4か所)からの聞き取り調書 7枚

○保護者が児童虐待防止法第9条第1項の立入調査を拒むなどし、及び同法第9条の2の再出頭要求に応じなかったことを証する資料

- ・出頭要求経過等報告書（内部書類） 3枚
- ・出頭要求の際の状況の写真（写真17枚） 6枚
- ・出頭要求告知書 1枚
- ・応じないという保護者の文書など 3枚
- ・立入調査実施報告書（内部書類） 4枚
- ・立入調査の際の状況の写真（写真16枚） 6枚
- ・立入調査指示決裁書（決裁書類） 1枚
- ・再出頭要求経過等報告書（内部書類） 4枚
- ・再出頭要求の際の状況の写真（写真18枚） 6枚
- ・再出頭要求告知書 1枚

(参考条文)

児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）－抜粋－

（臨検、搜索等）

- 第9条の3 都道府県知事は、第八条の二第一項の保護者又は第九条第一項の児童の保護者が前条第一項の規定による出頭の求めに応じない場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行い又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を搜索させることができる。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による臨検又は搜索をさせるときは、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。
 - 3 都道府県知事は、第一項の許可状（以下「許可状」という。）を請求する場合においては、児童虐待が行われている疑いがあると認められる資料、臨検させようとする住所又は居所に当該児童が現在すると認められる資料並びに当該児童の保護者が第九条第一項の規定による立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避したこと及び前条第一項の規定による出頭の求めに応じなかったことを証する資料を提出しなければならない。
 - 4 前項の請求があった場合においては、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、臨検すべき場所又は搜索すべき児童の氏名並びに有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日及び裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を都道府県知事に交付しなければならない。
 - 5 都道府県知事は、許可状を児童の福祉に関する事務に従事する職員に交付して、第一項の規定による臨検又は搜索をさせるものとする。
 - 6 第一項の規定による臨検又は搜索に係る制度は、児童虐待が保護者がその監護する児童に対して行うものであるために他人から認知されること及び児童がその被害から自ら逃れることが困難である等の特別の事情から児童の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることにかんがみ特に設けられたものであることを十分に踏まえた上で、適切に運用されなければならない。

安全確認ができないケースについての対応例

ここに収録した事例は、「児童の安全確認の徹底に係る調査について（依頼）」（平成22年8月10日付雇児総発0810第1号本職通知）により提出を依頼した「工夫事例」の主なものであり、通知本文にも可能な範囲で記述している。

【通告時の場合】

- 通告があった際、集合住宅の場合はオートロックなのか確認するようにしている。また、オートロックであるなら解錠について協力して欲しいことを通告の際に依頼している。

【家庭訪問時に不在である場合】

- 初回の家庭訪問時に不在の場合、室内の点燈を確認して再度訪問したり、電気メーターの回転速度等を確認して在宅かどうか判断して訪問するようにしている。
- 子どもの洗濯物が屋外に干してある、自転車やベビーカーが家の前に置いてある、など外から見てわかる範囲で在宅かどうか判断して訪問している。
- 何度か家庭訪問しても不在である場合には、深夜、早朝に当該家庭の周辺を調査し、生活リズムを把握した上で在宅と思われる時間帯に訪問するなどしている。
- 頻繁に泣き声が聞こえるなどという通告の場合には、泣き声がよく聞こえる時間帯を絞り込んで訪問するようにしており、主任児童委員、民生委員等の協力を仰ぎ、その時間帯又は近い時間帯に周辺調査を依頼するなどしている。
- どうしても会えない場合には、夜間も引き続き調査を行い、帰宅したところで接触したこともある。
- アパート等集合住宅の場合には、その集合住宅の持ち主や管理人に事情を伝えて協力依頼を行い、部屋の中を確認してもらったことがある。
- 親族が分かっている場合には、その親族に事情を伝えて協力依頼を行い、部屋の解錠を依頼したことがある。

【建物や部屋番号などが特定できない場合】

- 建物や部屋番号が特定できない通告内容の場合には、付近の住居に通告概要を記載した手紙を置いてきて情報収集して絞り込みを行い、ある程度、建物が特定できた場合がある。
- 通告者のプライバシーは守られることを前提に、「通告者の氏名、住所、連絡先」などを教えてもらい、たとえばマンション等のオートロックシステムの解錠を依頼したり、通告者宅を訪問して虐待状況の詳細な聞き取り調査を行うなど、必要に応じて安全確認協力や情報提供を依頼することがある。

【長期にわたり接触を拒んだ場合】

- 長期間にわたり不登校、引き込み等で、家庭訪問にもまったく応じないような場合には、このままの状態が続くと出頭要求や立入調査、警察の介入など、強制的な介入を視野に入れざるを得ないといった内容の手紙を家庭訪問時に置いてくることで保護者に危機感を持たせ、安全確認が行えたこともある。
- 毎日の子どもや保護者の動向をつかむ必要がある時は、児童委員など地域の力を借りて当番制を組んで夜間の電気の点灯を確認した。
- アパート管理会社に依頼して、保護者の外出状況について、時間帯の調査を依頼したことがある。また、保護者や子どもの姿を見た時の連絡を依頼し接触が取れたこともある。
- 保護者が児童手当、児童扶養手当、生活保護などの受給者である場合、これらの調査等の際、保護者と接触が取れるケースや勤務先などがわかるケースがある。

【当初接触できていたものの途中から接触できなくなった場合】

- 当初は保護者と接触できていたものの、その後、接触が取れなくなった場合には、それまでの間に保護者から調査した項目から勤務先を割り出し、当該勤務先を訪問して保護者と面会を行ったこともある。
- 安全確認後のネットワーク会議で情報共有を行い、保護者へのソフトな対応を心掛けたことで、保護者とも頻繁に接触できるようになり、保育所への入園につながったことがある。
- 支援していた家庭が行方不明になったケースで、支援のキーマンとなり得る親族等がいる場合、行方不明となった家族から連絡があった場合は知らせてもらうことを依頼したり、捜索願いを出すように依頼する。
- 警察に照会したところ、既に親族から捜索願いが出されており、把握していなかった

親族がわかって支援につながったケースがある。

【住民票がなく居住者の特定ができない場合】

- アパート等集合住宅に住んでいて、住民票がなく居住者の特定ができない場合には、直接、面接して確認する以外に方法はないため、管理人に事情を説明して情報を提供してもらったことがある。

- 自転車が置いてあれば、持ち主の名前が書いてあるか確認する。また、防犯登録が貼付してあれば、ここから持ち主を確認する。

受理年月日		平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分	
子ども	ふりがな氏名		
	生年月日	昭和・平成 年 月 日生 () 歳 男・女	
	住 所		
	就学状況	未就学 / 保・幼・小・中・高校 年 組 担任名 () 出席状況： 良好 欠席がち 不登校状態	
保護者	ふりがな氏名		
	職 業		
	続柄年齢	続柄 () 年齢 (歳)	続柄 () 年齢 (歳)
	住 所	電話	
虐待内容		・誰から、・いつから、・頻度は、・どんなふう	
虐待の種類		(主◎ 従○：身体的／性的／ネグレクト／心理的)	
子どもの状況		・現在の居場所： ・保育所等通園の状況：	
家庭の状況		<ul style="list-style-type: none"> ・家族内の協力者 () ・家族以外の協力者 () ・きょうだいの有無 有 ・ 無 ・同居家族 ・DV被害等 	
情報源と保護者の了解		<ul style="list-style-type: none"> ・通告者は 実際を目撃している・悲鳴や音等を聞いて推測した ・通告者は 関係者 () から聞いた ・保護者は この通告を (承知・拒否・知らせていない) 	
通告者	氏 名		
	住 所	電話	
	関 係	家族・近隣・学校・保育所・病院・保健所・児童委員・警察	
	通告意図	子どもの保護 ・ 調査 ・ 相談	
	調査協力	調査協力 (諾 ・ 否) 当所からの連絡 (諾 ・ 否)	
通告者への対応		<ul style="list-style-type: none"> ・自機関で実態把握する ・その他 () 	
決 裁		年 月 日	

(別添1-2)

虐待相談・通告受付票

聴取者 ()

受理年月日		平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分			
子ども	ふりがな氏名				
	生年月日	昭和・平成 年 月 日生 () 歳 男・女			
	住所				
	就学状況	未就学 / 保・幼・小・中・高校 年 組 担任名 () 出席状況： 良好 欠席がち 不登校状態			
保護者	ふりがな氏名				
	職業				
	続柄年齢	続柄 () 年齢 (歳)	続柄 () 年齢 (歳)		
	住所	電話			
主 訴 (程度、期間など)					
子どもの状況					
子どもの生活歴、 生育歴 など					
家族の状況及び 子どもの家庭環境		<ul style="list-style-type: none"> ・きょうだいの有無 有 ・ 無 ・同居家族 ・DV被害等 			
子どもの居住環境 及び学校、地域社 会等の所属集団の 状況					
援助に関する子ど も、保護者の意向					
過去の相談歴					
相談者	氏名				
	住所	電話			
	関係(職業)		相談意図	保護 ・ 調査 ・ 相談	
相談への対応 (緊急対応の要否)					
決 裁		年 月 日			

(別添2) 子ども虐待評価チェックリスト (確認できる事実および疑われる事項)

評価 3:強くあてはまる 2:あてはまる 1:ややあてはまる 0:あてはまらない

子どもの様子 (安全の確認)	評価
不自然に子どもが保護者に密着している	
子どもが保護者を怖がっている	
子どもの緊張が高い	
体重・身長が著しく年齢相応でない	
年齢不相応な性的な興味関心・言動がある	
年齢不相応な行儀の良さなど過度のしつけの影響が見られる	
子どもに無表情・凍りついた凝視が見られる	
子どもと保護者の視線がほとんど合わない	
子どもの言動が乱暴	
総合的な医学的診断による所見	
保護者の様子	評価
子どもが受けた外傷や状況と保護者の説明につじつまが合わない	
調査に対して著しく拒否的である	
保護者が「死にたい」「殺したい」「心中したい」などと言う	
保護者が子どもの養育に関して拒否的	
保護者が子どもの養育に関して無関心	
泣いてもあやさない	
絶え間なく子どもを叱る・罵る	
保護者が虐待を認めない	
保護者が環境を改善するつもりがない	
保護者がアルコール・薬物依存症である	
保護者が精神的な問題で診断・治療を受けている	
保護者が医療的な援助に拒否的	
保護者が医療的な援助に無関心	
保護者に働く意思がない	
生活環境	評価
家庭内が著しく乱れている	
家庭内が著しく不衛生である	
不自然な転居歴がある	
家族・子どもの所在が分からなくなる	
過去に虐待歴がある	
家庭内の著しい不和・対立がある	
経済状態が著しく不安定	
子どもの状況をモニタリングする社会資源の可能性	

(別添3)

〈警察への援助依頼様式〉

発第〇〇〇号
年 月 日

〇 〇 警察署長 様

〇 〇 児童相談所長

児童虐待の防止等に関する法律第10条の規定に基づき、下記の通り援助を依頼します。

記

被虐待児童	ふりがな氏名	
	生年月日	平成 年 月 日生 () 歳 男・女
	住 所	
	就学状況	未就学 保・幼・小・中・高校 年 組
保 護 者	ふりがな氏名	
	職 業	
	続柄・年齢	子どもとの続柄 () 年齢 (歳)
	住居状況	①独立家屋・集合住宅 ②鉄筋・木造
虐待の状況	・誰から ・いつから ・どんなふうに ・どのような	
処遇の方針、依頼する援助の内容など		
援助を依頼する理由		
その他		
担当者		

(別添4) (出頭要求告知書様式)

発第 号
平成 年 月 日

出頭要求告知書

(保護者氏名) 殿

〇〇〇〇知事 印

児童虐待の防止等に関する法律第8条の2の規定に基づき、次のとおり、児童を同伴して出頭することを求めます。

出頭を求められる者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生 (歳)
出頭を求める日時及び場所	日 時	平成 年 月 日 午 時 分
	場 所	
同伴すべき児童	氏 名	男・女
	生年月日	年 月 日生 (歳)
出頭を求める理由となった事実の内容		
連絡先住所	〇〇県〇〇市〇〇 1-2-3 〇〇児童相談所〇〇課〇〇係	
連絡先電話番号	01-2345-6789 (内線 1234)	

(注意) 1 正当な理由なく出頭要求に応じない場合は、当該児童の安全の確認又はその安全を確保するため、児童虐待の防止等に関する法律第9条第1項の立入調査その他の必要な措置を講ずることとなり、正当な理由なく当該立入調査を拒否した場合には、50万円以下の罰金に処せられることがあります。

2 上記の出頭を求める日時又は場所について、やむを得ない理由により、出頭することが困難な場合、〇月〇日〇時まで、上記連絡先に連絡してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

※ 「知事」名欄には、各自治体に応じて、政令指定都市の長、児童相談所設置市の長、委任を受けた児童相談所長名を記載のこと。

(別添5)

(告発状様式)

平成 年 月 日

告 発 状

〇〇県〇〇警察署長 殿

1 告発人

住 所 〇〇〇県〇〇〇市〇〇〇 1-2-3

職氏名 〇〇〇県〇〇児童相談所長 〇〇 〇〇 印

2 被告発人

住 所 〇〇〇県〇〇〇市〇〇〇 4-5-6

氏 名 〇〇〇〇

3 告発の趣旨

被告発人の下記4の事実は、児童虐待の防止等に関する法律第9条第2項により適用される児童福祉法第61条の5の立入調査拒否罪に該当すると思料されるので、被告発人を処罰されたく告発する。

4 告発の事実

5 罰条

児童虐待の防止等に関する法律第9条第2項

児童福祉法第61条の5

6 告発に至る経緯

7 証拠資料

8 添付書類

(別添6) (出頭要求告知書様式)

第 号
平成 年 月 日

出頭要求告知書

(保護者氏名) 殿

〇〇〇〇知事 印

児童虐待の防止等に関する法律第9条の2の規定に基づき、次のとおり、児童を同伴して出頭することを求めます。

出頭を求められる者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生 (歳)
出頭を求める日時及び場所	日 時	平成 年 月 日 午 時 分
	場 所	
同伴すべき児童	氏 名	男・女
	生年月日	年 月 日生 (歳)
出頭を求める理由となった事実の内容		
連絡先住所	〇〇県〇〇市〇〇 1-2-3 〇〇児童相談所〇〇課〇〇係	
連絡先電話番号	01-2345-6789 (内線 1234)	

- (注意) 1 正当な理由なく出頭要求に応じない場合は、当該児童の安全の確認又はその安全を確保するため、児童虐待の防止等に関する法律第9条第3項に基づき、裁判官の発する許可状を得た上で、当該児童の住所若しくは居所に臨検し、又は当該児童を捜索することがあります。
- 2 上記の出頭を求める日時又は場所について、やむを得ない理由により、出頭することが困難な場合、〇月〇日〇時まで、上記連絡先に連絡してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

※ 「知事」名欄には、各自治体に応じて、政令指定都市の長、児童相談所設置市の長、委任を受けた児童相談所長名を記載のこと。

臨 検 ・ 搜 索 許 可 状 請 求 書

平成 年 月 日

裁判所

裁判官 殿

〇〇〇〇知事

㊟

児童虐待の防止等に関する法律第9条の3に基づき、下記の臨検・搜索許可状の発付を請求する。

記

- 1 保護者の氏名及び生年月日 年 月 日生 (歳)
- 2 臨検・搜索すべき場所
- 3 搜索すべき児童の氏名及び生年月日 年 月 日生 (歳)
- 4 児童虐待が行われている疑いがあると認められる事由及び資料
- 5 臨検・搜索させようとする住所又は居所に児童が現在すると認められる事由及び資料
- 6 児童の保護者が同法第9条第1項の規定による立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した事実及びそれを証する資料
- 7 同法第9条の2第1項の規定による出頭の求めに応じなかった事実及びそれを証する資料
- 8 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由
- 9 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由

(注意) 1 「知事」名欄には、各自治体に応じて政令指定都市の長、児童相談所設置市の長、委任を受けた児童相談所長名を記載すること。

2 児童の氏名、年齢が明らかでないときは、これらの者を特定するに足りる事項を記載すること。

3 事例に応じ、不要の文字を削ること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

